

令和4年6月9日
島根県防災部防災危機管理課
担当：長廻、吉永
電話：0852-22-6486

第72回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を書面開催し、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

1. 県内及び全国の感染状況等を踏まえた県の対応について

- ・県の対応について、別添資料4「島根県の対応（案）」のとおり決定
- ・要請の期間は、6月9日から当面の間

（参考）

令和4年6月3日本部決定の「島根県の対応」からの変更点

- （1）飲食店等の利用について、人数と時間の制限を解除

※参考として会議資料も添付しています。

第 72 回島根県対策本部会議

日時:令和 4 年 6 月 9 日 (木)
(書面開催)

1. 県内及び全国の感染状況等を踏まえた県の対応について

新型コロナウイルス感染症の状況について

令和2年4月に県内で初めて陽性者が確認されてから令和4年6月7日までに、
計17,313人の陽性者が確認されました。
5月は3,109人、6月は7日までに339人の陽性者が確認されています。

1. 令和4年5月以降の陽性者の発生状況（6月7日確認分まで）

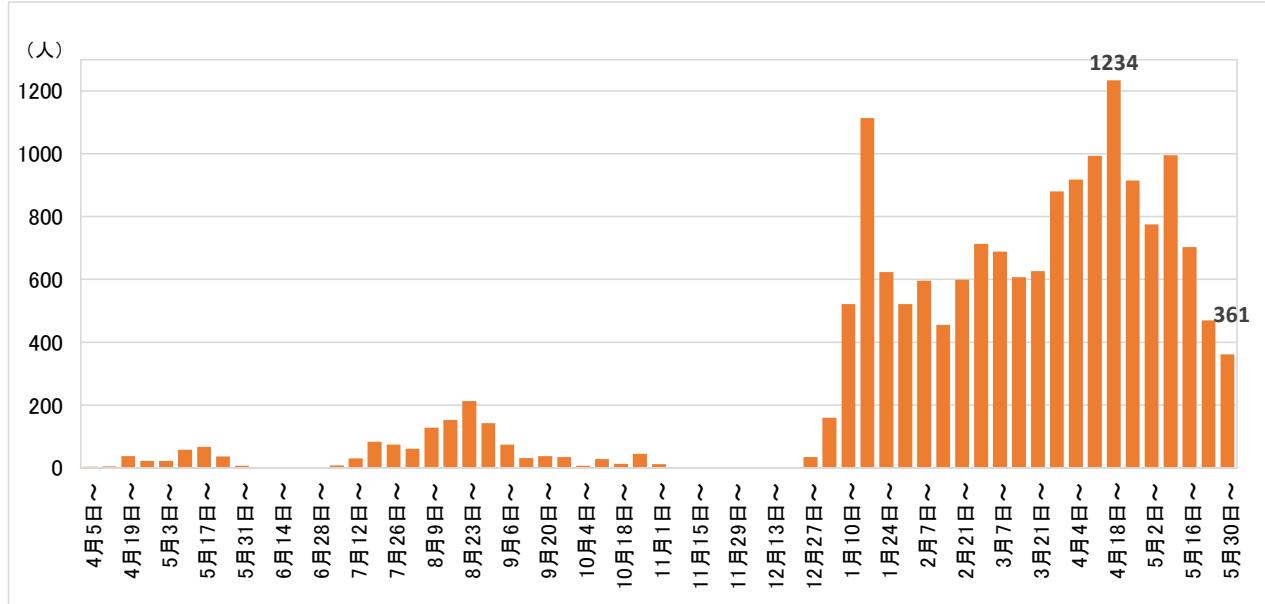
陽性判明日	陽性者数	居住地別内訳
5月1日	72人	松江市29人、出雲市24人、益田市2人、大田市1人、安来市12人、雲南市2人、県外2人
5月2日	155人	松江市64人、浜田市2人、出雲市50人、益田市4人、大田市1人、安来市11人、雲南市4人、奥出雲町2人、邑南町3人、隠岐の島町4人、県外10人
5月3日	79人	松江市31人、浜田市4人、出雲市20人、益田市2人、大田市7人、安来市6人、雲南市3人、奥出雲町1人、邑南町2人、隠岐の島町2人、県外1人
5月4日	89人	松江市17人、出雲市34人、益田市3人、大田市5人、安来市12人、雲南市10人、奥出雲町2人、美郷町1人、隠岐の島町2人、県外3人
5月5日	68人	松江市30人、出雲市19人、益田市2人、大田市1人、安来市3人、江津市1人、雲南市4人、奥出雲町1人、邑南町2人、隠岐の島町1人、県外4人
5月6日	138人	松江市61人、浜田市2人、出雲市40人、益田市10人、大田市2人、安来市8人、江津市1人、雲南市5人、奥出雲町1人、美郷町2人、隠岐の島町3人、県外3人
5月7日	127人	松江市43人、浜田市3人、出雲市52人、益田市8人、大田市1人、安来市5人、江津市2人、雲南市4人、飯南町4人、美郷町1人、津和野町1人、隠岐の島町1人、県外2人
5月8日	119人	松江市42人、浜田市2人、出雲市42人、益田市2人、大田市4人、安来市10人、雲南市8人、飯南町1人、海士町3人、西ノ島町1人、隠岐の島町1人、県外3人
5月9日	160人	松江市48人、浜田市7人、出雲市58人、益田市4人、大田市10人、安来市10人、江津市4人、雲南市6人、奥出雲町1人、飯南町5人、川本町2人、美郷町1人、吉賀町1人、県外3人

5月10日	159 人	松江市37人、浜田市10人、出雲市65人、益田市12人、大田市11人、安来市4人、江津市3人、雲南市4人、飯南町3人、川本町2人、邑南町1人、吉賀町1人、県外5人、非公表1人
5月11日	153 人	松江市28人、浜田市8人、出雲市50人、益田市8人、大田市11人、安来市16人、江津市6人、雲南市8人、奥出雲町1人、飯南町1人、川本町4人、邑南町1人、津和野町5人、県外6人
5月12日	150 人	松江市30人、浜田市8人、出雲市68人、益田市3人、大田市14人、安来市4人、江津市7人、雲南市2人、奥出雲町2人、飯南町1人、川本町3人、邑南町3人、津和野町3人、県外2人
5月13日	143 人	松江市36人、浜田市7人、出雲市64人、益田市3人、大田市7人、安来市8人、江津市2人、雲南市8人、川本町2人、美郷町1人、邑南町2人、津和野町2人、県外1人
5月14日	100 人	松江市32人、浜田市10人、出雲市37人、益田市2人、大田市7人、安来市3人、江津市4人、雲南市2人、飯南町1人、川本町1人、邑南町1人
5月15日	99 人	松江市35人、浜田市6人、出雲市33人、大田市3人、安来市3人、江津市4人、雲南市8人、川本町3人、邑南町3人、県外1人
5月16日	112 人	松江市27人、浜田市10人、出雲市45人、益田市6人、大田市3人、安来市6人、江津市9人、雲南市3人、邑南町2人、県外1人
5月17日	106 人	松江市34人、浜田市5人、出雲市37人、益田市4人、大田市7人、安来市8人、江津市5人、雲南市4人、邑南町1人、県外1人
5月18日	118 人	松江市51人、浜田市16人、出雲市32人、益田市3人、大田市1人、安来市5人、江津市3人、雲南市3人、飯南町1人、川本町1人、邑南町2人
5月19日	104 人	松江市56人、浜田市3人、出雲市25人、益田市4人、大田市2人、安来市4人、江津市4人、雲南市2人、川本町1人、邑南町1人、県外2人
5月20日	97 人	松江市35人、浜田市5人、出雲市41人、益田市3人、大田市3人、安来市1人、江津市6人、雲南市1人、邑南町2人
5月21日	112 人	松江市52人、浜田市12人、出雲市26人、益田市1人、大田市4人、安来市2人、江津市7人、雲南市1人、奥出雲町2人、邑南町3人、県外2人
5月22日	54 人	松江市31人、浜田市5人、出雲市9人、大田市1人、安来市3人、江津市2人、雲南市2人、邑南町1人
5月23日	84 人	松江市34人、浜田市7人、出雲市31人、益田市1人、大田市3人、安来市2人、江津市1人、雲南市1人、川本町3人、邑南町1人

5月24日	97人	松江市34人、浜田市10人、出雲市38人、益田市1人、大田市4人、安来市6人、雲南市2人、奥出雲町1人、県外1人
5月25日	77人	松江市26人、浜田市8人、出雲市36人、大田市3人、安来市2人、邑南町2人
5月26日	75人	松江市22人、浜田市3人、出雲市29人、益田市5人、大田市5人、安来市3人、江津市2人、雲南市1人、奥出雲町1人、邑南町1人、津和野町2人、県外1人
5月27日	58人	松江市22人、浜田市1人、出雲市21人、大田市8人、安来市3人、江津市1人、邑南町1人、吉賀町1人
5月28日	54人	松江市13人、浜田市2人、出雲市19人、益田市2人、大田市9人、安来市4人、江津市1人、雲南市2人、奥出雲町2人
5月29日	25人	松江市6人、浜田市2人、出雲市5人、益田市1人、大田市8人、雲南市1人、隱岐の島町2人
5月30日	69人	松江市15人、浜田市2人、出雲市23人、益田市7人、大田市10人、江津市2人、雲南市4人、隱岐の島町6人
5月31日	56人	松江市18人、出雲市23人、益田市5人、大田市8人、雲南市1人、隱岐の島町1人
5月計	3,109人	

6月1日	68人	松江市23人、浜田市1人、出雲市21人、益田市7人、大田市7人、安来市1人、雲南市7人、県外1人
6月2日	57人	松江市19人、浜田市1人、出雲市22人、益田市4人、大田市4人、安来市4人、雲南市1人、奥出雲町1人、隱岐の島町1人
6月3日	45人	松江市18人、出雲市19人、益田市4人、安来市2人、雲南市2人
6月4日	41人	松江市22人、浜田市2人、出雲市10人、益田市1人、大田市1人、江津市3人、雲南市1人、県外1人
6月5日	25人	松江市11人、浜田市2人、出雲市8人、江津市2人、雲南市1人、県外1人
6月6日	56人	松江市16人、浜田市1人、出雲市13人、益田市7人、安来市1人、江津市14人、雲南市3人、川本町1人
6月7日	47人	松江市14人、出雲市18人、益田市3人、大田市1人、安来市2人、江津市6人、雲南市3人
6月7日までの計	339人	

2. 令和3年度以降の陽性者数の推移（週単位：6月5日確認分まで）



※上記日付は週単位（月曜日～日曜日）の集計

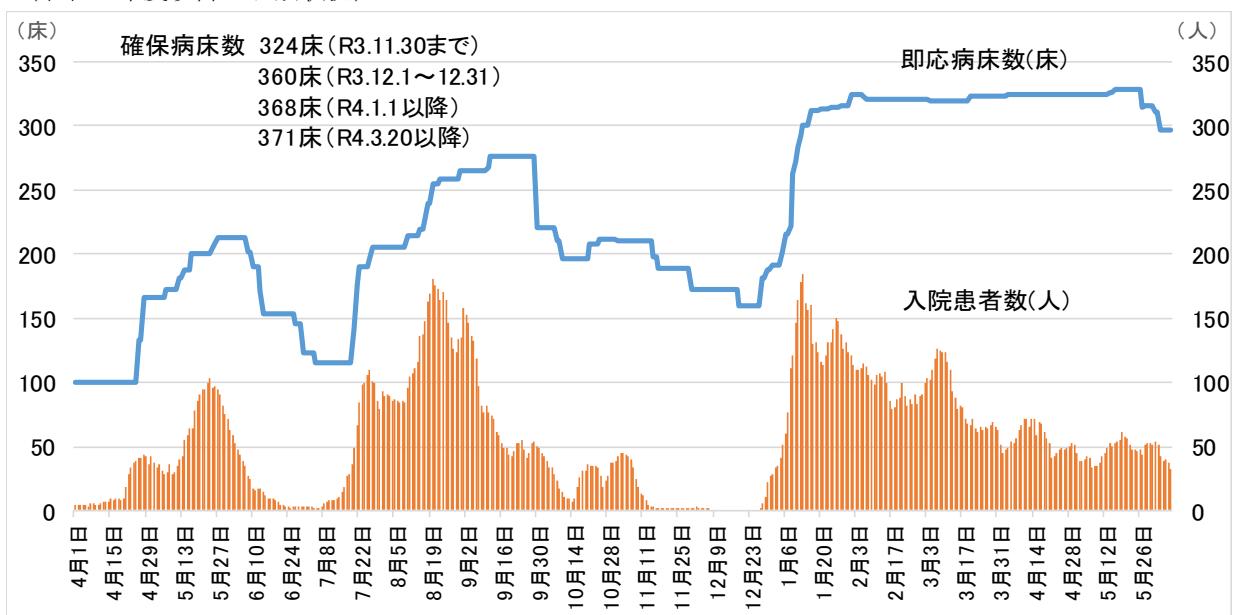
※直近は5/30～6/5までの集計（実績：361人）

3. 病床確保状況及び使用率（6月7日時点）

確保病床数 (A)	病床使用率		
	即応病床 (B)	確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)
371床	297床	8.6%	10.8%
入院患者数 (C)	重症	中等症	軽症
32人	0人	9人	17人
			無症状
			5人

※入院患者数の内訳は症状調査中の場合もあるため、入院患者数と一致しない場合がある

（令和3年度以降の日別状況）



・入院等調整済（入院等予定者） 59人

・調整中 37人

4. 軽症者等の療養（6月7日時点）

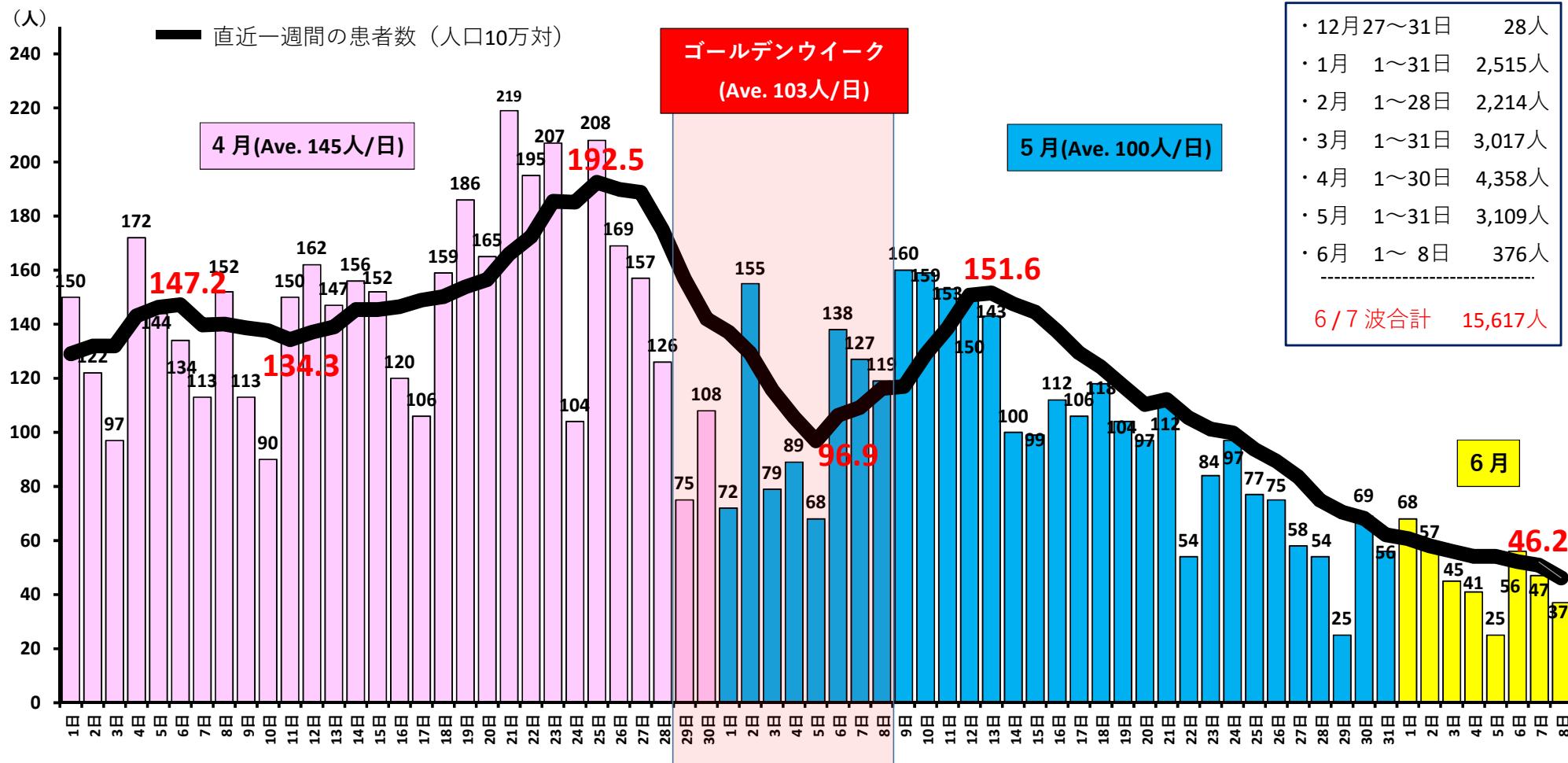
患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設133室を確保

- ・しまね宿泊療養施設（松江市・80室）
- ・島根県立青少年の家「サン・レイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）

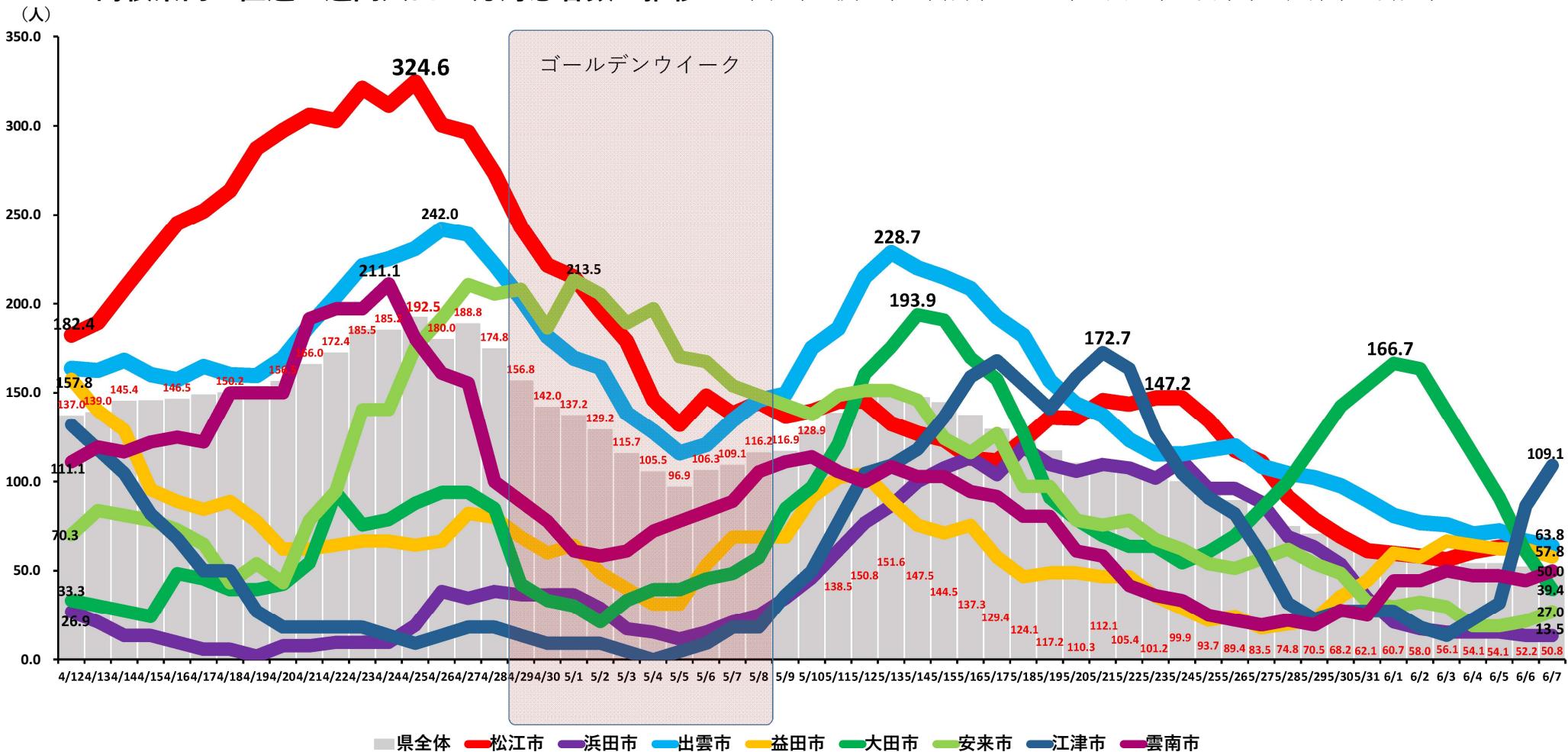
宿泊療養者数 14人

自宅療養者数 343人

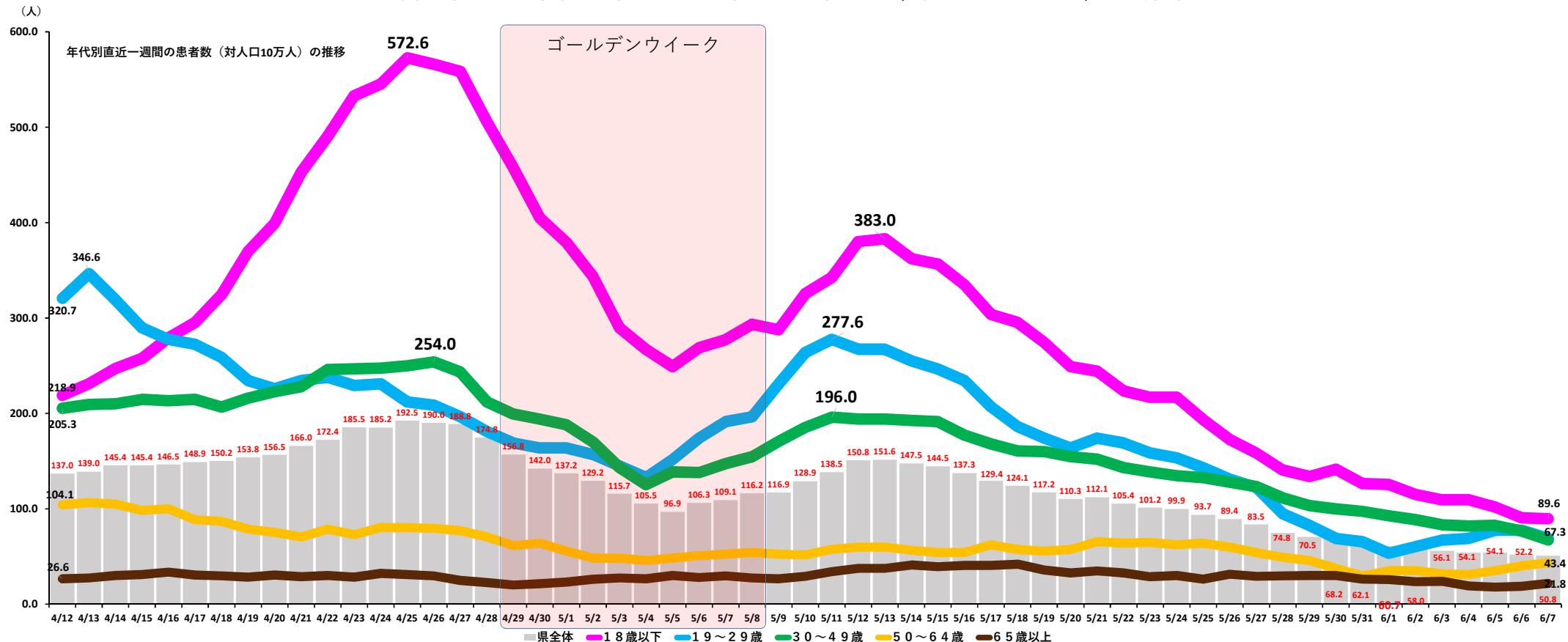
島根県内の新型コロナウイルス感染症患者数の推移（令和4年4月1日以降）



島根県内の直近一週間人口10万対患者数の推移 一松江市・浜田市・出雲市・益田市・大田市・安来市・江津市・雲南市



島根県内の年代別直近一週間の患者数（対人口10万人）の推移



令和4年6月8日10:00時点

全国の感染状況（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	新規陽性者数				陽性者数・検査件数比 (陽性率) ※1	感染経路不明割合		死者数（人口10万人）
	都道府県	5/23～5/29	都道府県	5/30～6/5		都道府県	5/23～5/29 の1週間	
		人口10万人あ たり（人）		人口10万人あ たり（人）			5/21～5/27 の1週間	
1	沖縄	721.54	沖縄	598.35	沖縄	51.6%	福岡	100.0%
2	宮崎	236.53	長崎	379.13	鹿児島	37.9%	千葉	94.1%
3	広島	230.21	鹿児島	175.34	兵庫	35.6%	神奈川	89.7%
4	石川	221.27	宮崎	165.42	熊本	30.5%	京都	83.9%
5	鹿児島	217.98	熊本	160.24	愛知	30.1%	石川	74.5%
6	北海道	214.50	岐阜	143.58	宮崎	30.0%	兵庫	71.3%
7	熊本	209.84	福井	140.23	滋賀	29.4%	宮城	68.0%
8	福岡	209.33	福岡	136.99	京都	27.2%	奈良	67.9%
9	福井	201.17	北海道	135.22	大分	27.0%	大阪	67.0%
10	大分	184.41	広島	134.59	福岡	26.0%	岐阜	66.4%
11	京都	182.62	大分	127.49	神奈川	25.9%	埼玉	62.9%
12	大阪	179.82	岡山	123.33	北海道	25.4%	東京	61.7%
13	岡山	179.10	石川	122.50	山口	24.4%	神奈川	56.1%
14	岐阜	174.69	大阪	119.71	福井	23.6%	宮崎	54.2%
15	佐賀	173.99	愛知	115.33	青森	23.6%	山形	55.2%
16	香川	172.80	山口	107.95	長崎	22.6%	香川	54.5%
17	愛知	169.52	山梨	106.04	佐賀	21.6%	富山	54.2%
18	高知	165.04	佐賀	104.42	広島	21.5%	沖縄	52.5%
19	兵庫	158.21	兵庫	103.00	高知	20.9%	群馬	51.6%
20	滋賀	153.18	東京	101.51	三重	20.4%	長崎	51.5%
21	東京	143.59	香川	101.36	秋田	20.0%	長野	46.7%
22	山口	141.97	青森	100.72	岐阜	19.7%	北海道	45.1%
23	静岡	135.29	高知	95.70	岡山	19.4%	三重	44.6%
24	長崎	128.71	滋賀	92.08	奈良	19.1%	青森	44.4%
25	青森	128.25	愛媛	91.78	静岡	18.7%	岡山	44.0%
26	三重	123.41	岩手	88.92	愛媛	18.6%	山梨	43.6%
27	奈良	120.60	静岡	88.47	埼玉	18.0%	宮崎	41.0%
28	和歌山	119.57	三重	87.42	大阪	17.9%	茨城	39.6%
29	岩手	117.44	徳島	81.73	和歌山	17.5%	栃木	39.1%
30	神奈川	116.85	京都	81.49	香川	17.0%	静岡	37.6%
31	宮城	115.70	奈良	79.70	群馬	16.7%	秋田	37.4%
32	長野	111.08	宮城	79.18	福井	16.7%	山口	36.2%
33	山梨	110.36	神奈川	75.44	高知	16.4%	青森	36.0%
34	群馬	106.33	鳥取	74.10	千葉	16.3%	長野	35.7%
35	鳥取	104.68	埼玉	67.77	茨城	16.4%	愛媛	30.6%
36	新潟	103.69	和歌山	67.46	東京	16.2%	広島	30.5%
37	茨城	100.84	長野	67.45	長野	16.2%	岩手	30.0%
38	愛媛	97.91	群馬	65.14	岩手	15.9%	佐賀	29.9%
39	埼玉	97.77	新潟	63.74	宮城	15.2%	新潟	27.6%
40	富山	95.98	富山	62.64	新潟	13.9%	大分	27.4%
41	福島	95.88	福島	61.76	山形	13.1%	和歌山	26.6%
42	徳島	95.05	茨城	60.24	鳥取	13.1%	鹿児島	26.5%
43	山形	93.69	千葉	58.54	徳島	12.6%	島根	25.3%
44	秋田	90.99	秋田	56.42	島根	11.5%	徳島	19.1%
45	千葉	86.68	島根	53.56	石川	9.0%	福島	14.8%
46	栃木	81.13	山形	50.19	福島	7.9%	島根	4.6%
47	島根	74.04	栃木	50.00	山梨	7.7%	愛知	－

【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比一総人口、日本人口（2019年10月1日現在）

陽性者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（6月6日）

陽性者数・検査件数比、感染経路不明割合：厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）について」（6月3日）

死者数：厚生労働省公表のオープンデータを基に作成。国のデータ集計の問題から、実際の数値とは誤差あり。

※1：分子の「各都道府県の発表日ベースの新規陽性者数（疑似症患者を含む）」に対し、

「検査件数（退院時検査等を含む）」を分母として機械的に算出した値であり、いわゆる「陽性率」とは異なる点に留意。

資料3

令和4年6月8日10:00時点
(6月1日～6月7日)

令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「新たなレベル分類の考え方」

レベル	状況	目安	従来の分類 (ステージ)
レベル0 (感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	—	I
レベル1 (維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	—	II
レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始めているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができる状況	<ul style="list-style-type: none"> 確保病床の使用率 20%以上 (最大確保病床数 <u>371</u>床 使用状況 <u>32</u>床) (6/8 10時現在 <u>8.6%</u>) 直近1週間の人口10万人あたりの新規陽性者数が15人以上 (6/8 10時現在 <u>50.82</u>人/10万人/週) <p>注1</p>	III
レベル3 (対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない状況	<ul style="list-style-type: none"> 病床使用率 50%超 (6/8 10時現在 <u>8.6%</u>) 重症病床使用率 50%超 (0/28床 <u>0.0%</u>) 予測ツールや様々な指標に基づき、「3週間後に必要とされる病床数」が最大確保病床数に到達した場合 <p>注2</p>	(IIIの最終局面)
レベル4 (避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況	—	IV

・各レベルの適用については、感染状況や医療ひつ迫の状況等を考慮し、新規陽性者数、今週先週比、入院率等の参考指標を用いて、総合的に判断する。

注1 保健所のひつ迫も考慮し、病床使用率や新規陽性者数も含め、各都道府県が具体的な数値を設定

注2 政府分科会の目安に準拠

参考指標

令和4年6月8日10:00時点
(6月1日~6月7日)

令和3年4月15日新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言した「ステージ判断のための指標」

指標	医療提供体制の負荷			感染の状況			監視体制 (参考)	
	①病床のひっ迫具合		②療養者数 (入院者、自宅・宿泊療養者の合計)	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合		
	入院医療注1	重症者用病床						
国指標	ステージIII	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	入院率 <u>40%以下</u>	確保病床の使用率 <u>20%以上</u>	人口10万人当たりの全療養者数 <u>20人以上</u>	<u>5%以上</u>	<u>15人/10万人/週以上</u> <u>50%以上</u>	
	ステージIV	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	入院率 <u>25%以下</u>	確保病床の使用率 <u>50%以上</u>	人口10万人当たりの全療養者数 <u>30人以上</u>	<u>10%以上</u>	<u>25人/10万人/週以上</u> <u>50%以上</u>	
県の状況 【6/8 10:00時点】		・確保病床の使用率 <u>8.6%</u> ・入院率 <u>6.6%</u> ・最大確保病床数 371床 ・使用状況 32床	・確保病床の使用率 <u>0.0%</u> ・最大確保病床数 28床 ・使用状況 0床	人口10万人当たりの全療養者数 <u>72.71人</u> 全療養者 485人 (入院者 32人) (宿泊療養者 14人) (自宅療養者 343人) (入院等予定者 59人) (入院等調整中 37人)	<u>8.0%注2</u> 5/23~5/29 470人 /5,885件	<u>50.82人</u> /10万人/週 6/1~6/7 339人	<u>27.4%</u> 6/1~6/7 52人/190人 ※調査中を除く	<u>0.82</u> 【5/25~5/31】 414人 【6/1~6/7】 339人

注1 確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において最大限確保した病床をいう。入院率とは、療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。入院率の数値は、厚生労働省「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（6指標）」より引用。

注2 県のPCR陽性率は、PCR検査・抗原検査等の総数を使用。

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

県内と全国の感染状況、基本的対処方針を踏まえ、県民及び事業者に対し、下記のとおり要請する。

要請の期間は、令和4年6月9日から当面の間とする。

1. 都道府県をまたぐ移動

帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動については、行き先の都道府県の要請を確認の上、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底した上で行うこと。ただし、発熱等の症状がある場合は控えること。

また、県外のご家族やご親戚などが自宅に滞在する場合や、県外の個人宅等に滞在する場合は、自宅・個人宅等でも家庭でできる感染防止対策を徹底すること。

2. 基本的な感染対策の徹底

職場や家庭での感染を防ぐため、引き続き、

- (1) 「三つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」

(5) 「換気」

など、基本的な感染対策に取り組むとともに、特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。

3. 家庭や職場等での健康管理

発熱や風邪等の症状がある方は、仕事や学校を休み、外出を控え、すみやかに、かかりつけ医、又はしまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」に連絡のうえ、医療機関を受診すること。

児童・生徒の保護者の方も、こうした対応を徹底すること。

各職場においても、職員の体調がすぐれない場合は、すみやかに医療機関への受診を促すなど、健康管理を徹底すること。

4. 無料検査の受診

感染に不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。なお、この要請については、要請の期間を 6 月 30 日までとする。(特措法第 24 条第 9 項に基づく要請)

5. 飲食店等の利用

飲食店等の利用については、各店舗において感染防止対策を徹底し、県民の皆様は、こうした店舗を利用すること
なお、「接待を伴う飲食店」を含め、カラオケの利用が可能な店舗

等では、マスクの着用やマイク、リモコン等の消毒、歌唱にあたっては十分な距離を確保すること。

6. ワクチンの追加接種

新型コロナウイルス感染症の重症化や発症等を予防するため、迅速なワクチンの追加接種を進め、接種を希望する全ての方が追加接種を受けられるよう、市町村は、体制の確保に取り組むこと。

7. 業種ごとのガイドライン遵守

感染防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した業種別ガイドラインを遵守すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

8. イベント開催の目安

イベント等については、「島根県の対応(別紙)」に示す要件に沿って開催すること。(特措法第24条第9項に基づく要請)

9. 接触確認アプリの活用

厚生労働省が提供している接触確認アプリ(COCCA)を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。

10. 事業所での接触低減の取組

事業所においては、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。

11. 詐謗中傷や差別の防止

感染した方やその関係者などに対する、インターネットや SNS 上などの詐謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

また、ワクチンを接種できない方を含め、ワクチンを接種していない方に対して、詐謗中傷や不当な差別をしないこと。

島根県の対応（令和4年2月18日島根県対策本部決定）

【令和4年2月21日以降のイベント等開催制限の目安について】

- (1) 観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動で生じる、イベント等に係る感染拡大リスクを抑制し、また、イベント等における感染防止策等を徹底する観点等から、令和4年2月18日付の内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長の事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（以下、令和4年2月18日付け事務連絡）に基づき、令和4年2月21日以降、イベント等の開催制限について、①感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%とする②それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）（注1）又は100%（大声なし）とする。

	①感染防止安全計画を策定（注2）	②その他 (安全計画を策定しないイベント)
人数上限 (注4)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
収容率 (注4)	100% 大声なしの担保が前提	大声なし100%、大声あり50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

(注1) 令和3年11月19日付け事務連絡等により、「大声」を「観客等が、(ア) 通常よりも大きな声量で、(イ) 反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

(注2) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。様式は別に定める。

(注3) 様式は別に定める。

(注4) 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とする。

- (2) 大規模なイベント等（参加者5,000人超かつ収容率50%超）の主催者等は、感染防止安全計画を策定し、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出の上、確認を受けること。
- (3) それ以外のイベントの主催者等は、感染防止対策等を記載したチェックリスト（注3）を作成し、ホームページ等で公表の上、イベント終了日から1年間保管すること。
- (4) 主催者等は、イベント開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人ととの距離の確保」、「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくや、接触確認アプリ（COCOA）等を活用すること。
- (5) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置におけるイベント等開催制限の目安や、その他の取扱については、令和4年2月18日付け事務連絡を確認すること。